

別紙

R2. 12. 16

ごみはどこに集積所に出しても良い、という誤った認識について

飯田市環境課

ごみの排出は、「収集日当日午前 7 時までに、お住いの地域の最寄りの集積所」に出していただくのが原則です。「どこに出しても良い」は誤りです。

このように定めているのは、

1. ごみ集積所の設置は、居住エリアの 15 世帯で 1 か所を原則に設置しています。他から持ち込まれると、容量を超え、ごみが溢れてしまいます。
2. ごみリサイクルカレンダーは、お住いの仕様のみを配布しています。
ごみの収集日は、地区により異なり、市内で 40 の組み合わせ違いがあります。年度当初に各ご家庭にお配りするのは、お住いの回収パターンのもののみで、他の地区の収集日はわかりません。
3. お住いの方でなければ、集積所固有の情報が伝わりません。
各集積所は地域の方々が管理しており、固有のごみ出しルールがある場合があります。利用者に対し集積所固有のルールの周知が必要です。
また、道路工事などで一時収集中止となっても、利用者が限られれば、組合回覧などで周知は可能です。

など挙げられます。

多くの方が「どこに出しても良い」という誤った認識に至った点については、過去において、ごみを出せる集積所に関して市としても考え方に揺らぎがあり、ごみリサイクルカレンダーに誤解をまねく表現が掲載され、職員の説明も言葉足らずの面があったため、結果として誤った認識が流布してしまったという反省があります。

また、誤った認識が広まってしまった理由の一つとして、他自治体では「ごみ集積所」が「ごみステーション」と呼ばれることもあり、当市の「リサイクルステーション」と取り違えていることも考えられます。

「ごみ集積所」と「リサイクルステーション」は、当市では長らく使われており定着していると思われますので、主に転入者が混同している恐れがあります。各センターや市民課などの窓口において、ごみ出しの説明の際に、この点を重点的に説明するようにいたします。

ごみ集積所の管理は、地区の環境衛生委員の皆さんに、大変なご尽力をいただいている状況です。ごみの集積所は、その地域の「顔」のような性格があり、乱れた集積所は、その地域に対して悪い印象を与えかねません。このことから、他地区からのごみの搬入は許されるものではありません。

別紙

今回の指摘を重く受け止め、認識の訂正に改めて対応してまいります。

お住いの近くの集積所にごみを出していただくという原則については、すでに市広報、ごみ分別アプリなど、各種方法を用いて周知に取り組んでいます。機会を捉えて更なる周知に努めます。転入時のごみ出しルールの徹底について、市民課、各自治振興センター窓口と効果的なごみ出しルールの徹底を図れるよう、連携、調整します。

まちづくり委員会の環境衛生担当委員会の皆さんを通じて周知をお願いしているほか、各自治振興センターの担当職員に対しても再度の確認を行ったところです。

なお、市職員に周知徹底を行い、地域にもどっても間違った認識のないようにいたします。

また、次年度ごみリサイクルカレンダーの表記も明示するようにし、繰り返し啓発、徹底を図ってまいります。